

20 特区会第 207 号
平成 20 年 8 月 15 日

東京都知事

石 原 慎太郎 様

特別区長会

会 長 多 田 正 見

障害者自立支援医療（精神通院）対象者への
東京都医療費助成事業に係る要望

平素より、特別区の国民健康保険事業にご高配を賜り、御礼申し上げます。

現在、特別区国民健康保険におきましては、障害者自立支援法施行令第 35 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当する被保険者につきまして、東京都からの補助金により付加給付事業として精神医療給付金を給付しています。

一方、東京都は、国民健康保険以外の医療保険に加入する者に対する医療費助成事業を実施しており、給付水準は国民健康保険事業における精神医療給付金と同様です。

これらの事業は、給付要件、給付水準ともに同様でありながら、事務手続きが異なります。東京都の医療費助成事業は、障害者自立支援法に基づく医療給付事業と一体化して行われますが、国民健康保険の付加給付事業は当該事業と別立てで行われるため、対象者にとっては手続きが煩雑になる上、認定までに複数の所管を経由するため日数を要する等、東京都の医療費助成事業対象者にはない不利益が生じています。

つきましては、国民健康保険被保険者についても、平成 21 年度より東京都医療費助成事業の対象とし、他の医療保険加入者と同様の取り扱いとすることを要望します。

なお、この要望は、被保険者の利便性が損なわれている現状を是正するために行うものであり、将来的な方向性については、別途都区のあり方検討の中で整理するものと認識していることを申し添えます。